

おいらせ町一般廃棄物処理基本計画

令和8年3月

おいらせ町

目 次

第1章 計画の基本的事項	- 1 -
第1節 計画策定の背景と趣旨	- 1 -
第2節 計画の位置づけ	- 1 -
第3節 計画の対象区域	- 2 -
第4節 計画期間	- 2 -
第5節 広域的取組	- 2 -
第6節 計画の推進管理	- 2 -
第2章 町の概況	- 3 -
第1節 位置・地勢	- 3 -
第2節 人口動態	- 3 -
第3節 産業の動向	- 4 -
第3章 ごみ処理の現況及び課題	- 5 -
第1節 ごみ処理体系	- 5 -
第2節 分別区分	- 5 -
第3節 処理フロー	- 6 -
第4節 ごみの総排出量・1人1日当たりのごみ排出量	- 7 -
第5節 ごみの減量化・再生利用の状況	- 8 -
第6節 資源化量及びリサイクル率	- 10 -
第7節 収集・運搬の状況	- 11 -
第8節 中間処理の現状	- 12 -
第9節 最終処分の現状	- 12 -
第10節 ごみ処理経費の現状	- 13 -
第4章 ごみ発生量の見込み（施策現状維持の場合）	- 14 -
第1節 将来人口の推計	- 14 -
第2節 ごみ排出量の予測	- 14 -
第3節 リサイクル率の予測	- 16 -
第5章 目標値の設定	- 17 -
第1節 可燃ごみ	- 17 -
第2節 不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ	- 17 -
第3節 リサイクル率	- 18 -
第4節 ごみの排出量の見込みと目標（まとめ）	- 19 -
第6章 基本計画	- 20 -
第1節 基本方針	- 20 -
第2節 目標達成に向けた施策	- 20 -
第3節 町民・事業者・町の役割と取組	- 21 -
第4節 将来のごみ分別区分	- 23 -
第5節 ごみの適正処理	- 24 -
第6節 その他	- 26 -

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景と趣旨

これまで、生活の質の向上や利便性を求める中で、大量生産・大量消費が進展し、それに伴い大量廃棄の社会が形成されてきました。この結果、環境や物質の循環機能が損なわれ、気候変動やエネルギー問題、自然災害の頻発といった多様な課題が深刻化しています。一般廃棄物の処理を取り巻く状況では、平成27年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」が契機となり、食品ロスや海洋プラスチックごみなどの環境問題に対する関心が高まっています。また、国内では「循環型社会形成推進基本法」に基づき、循環型社会の形成に向けた施策の実施方針や国としての計画的な取り組みを示した「第4次循環型社会形成推進基本計画」が平成30年6月に閣議決定され、その後、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年法律第19号)や「プラスチック資源循環戦略」(令和元年5月)が策定されるなど、環境への取り組みを強化する動きが進んでいます。

こうした背景の中、当町では、令和6年4月に「おいらせ町ごみ減量行動計画」を策定し、ごみの減量やリサイクルの推進のため様々な取組を進めているところです。

特に、町民生活や事業活動から発生する廃棄物の適正な処理や減量化は、当町の環境保全施策において最重要課題の一つとなっています。一般廃棄物の処理については、廃棄物の排出を抑制するとともに、適正な分別、再生、処分などを行い、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、市町村には区域内から発生する一般廃棄物の処理に関する計画の策定が義務付けられています。

以上を踏まえ、当町では、町民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら、資源を大切に、ごみの発生を抑制するリサイクルが進んだ循環型社会を構築することを目標に、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間とする「おいらせ町一般廃棄物処理基本計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、上位計画に当たる当町の総合計画「おいら町第2次総合計画」(以下「総合計画」という。)、環境省が策定している「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(以下「廃棄物処理基本方針」という。)、青森県が策定している「第5次青森県循環型社会形成推進計画(令和8年度～令和12年度)」などの関連計画と整合性を図るとともに、各種関係法令や、廃棄物の共同処理をしている関係1市2町1村(十和田市、六戸町、五戸町、新郷村)及び十和田地域広域事務組合(以下「広域事務組合」という。)における一般廃棄物処理基本計画等についても齟齬を来さないように配慮しています。

第3節 計画の対象区域

本計画の対象地域は、当町の行政区域全域とします。ただし、施策の推進に当たっては、適正なごみ処理の観点から、関係法令等も踏まえながら広域的な対応を視野に入れ、他の地方公共団体や関係機関等と相互に連携・協力を図ることとします。

第4節 計画期間

計画期間は、令和8年度を初年度として、令和17年度までの10年間とします。

また、近年のごみ処理を取り巻く急速な社会環境の変化に対応するため、令和12年度を中間目標年次として設定し、計画の達成状況等を踏まえ見直しを行います。

第5節 広域的取組

一般廃棄物の処理は、財政的・技術的な理由から、全国的に複数の自治体による広域的処理が行われており、当町においても広域事務組合が収集・運搬し、焼却、破碎、選別、梱包などの中間処理及び最終処分を広域的に行っています。本計画の実施に当たっても、構成市町村及び広域事務組合との連携を念頭に、より効果的・効率的な事業展開を図っていきます。

第6節 計画の推進管理

本計画では、「おいらせ町廃棄物減量等推進審議会」等の意見を踏まえながら、Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Act(見直し)のサイクルにより、効果的かつ効率的な執行体制の確立を図ります。

第2章 町の概況

第1節 位置・地勢

おいらせ町は青森県の東南部にあり、県都・青森市から 80～90km 圏に位置しています。西から東の太平洋に向かって傾斜した台地からなり、南側には十和田湖を源流とする奥入瀬川が太平洋へと流れています。

また、八戸市・三沢市・十和田市の中心に位置し、高速道路のインターチェンジや東北新幹線八戸駅・八戸港・三沢空港など、陸・海・空の交通網の結節点としても地理的に恵まれています。

気候は、1年の平均気温は11℃程であり、夏は過ごしやすい冷涼な気候です。冬は、気温こそ低いものの青森県内でも特に雪が少ない地域です。

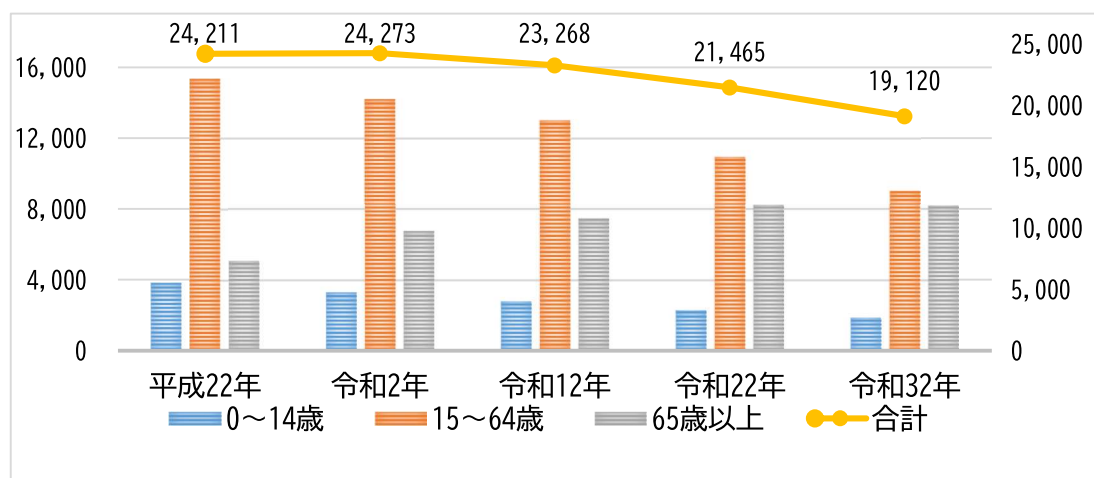
第2節 人口動態

おいらせ町の人口は令和2年度の24,273人でピークを迎え、今後は減少が続くと推計されています、また、近年、少年人口と生産人口年齢人口は減少している反面、老年人口は増加しており、高齢化率も合わせて上昇し続けます。[表2-1、図2-1]

表2-1 人口と年齢階級別の推計 (単位:人)

年度	平成 22	令和 2	令和 12	令和 22	令和 32
0～14 歳	3,811	3,324	2,808	2,301	1,894
15～64 歳	15,335	14,194	12,997	10,950	9,039
65 歳以上	5,065	6,755	7,463	8,214	8,187
合計	24,211	24,273	23,268	21,465	19,120

図2-1 人口と年齢階級別の推計 (単位:人)



資料:国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」)「地域別将来推計人口」

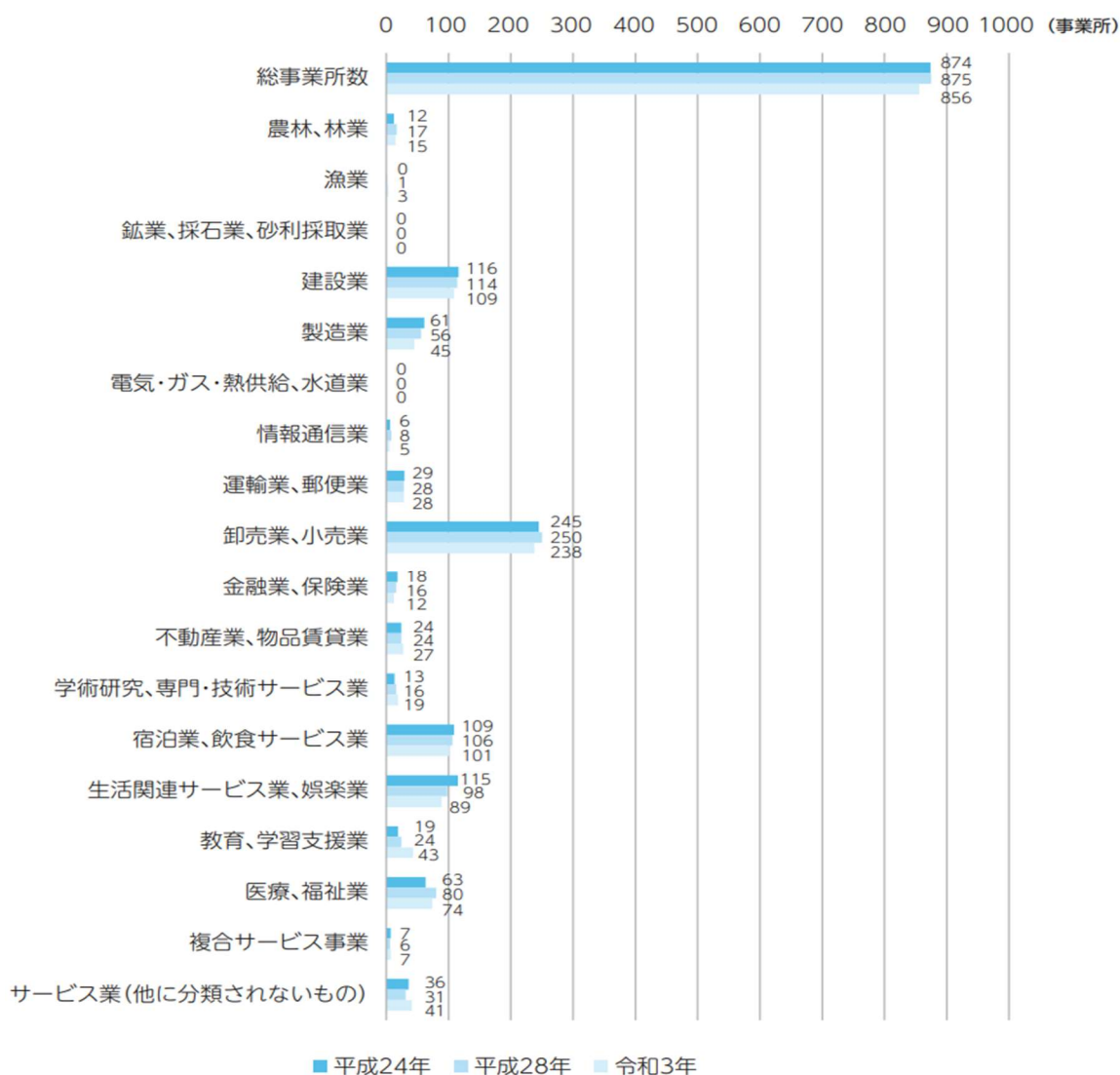
第3節 産業の動向

おいらせ町の産業の動向は、平成24年から令和3年の産業構造(事業者数)を見ると、増加した業種は「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉業」「サービス業(他に分類されないもの)」の5業種となっており、それ以外はすべて事業所数が減少しています。

減少している主な業種としては、「建設業」が7事業所の減、「製造業」が16事業所の減、「卸売業、小売業」が7事業所の減、「金融業、保険業」が6事業所の減、「宿泊業、飲食サービス業」が8事業所の減、「生活関連サービス業、娯楽業」が26事業所の減となっています。

また、総事業所数は、874事業所から856事業所へ18減少しました。[図2-2]

図2-2 各業種の種類



資料：政策推進課（経済センサス）

注) 平成24年(基準日：2月1日)、平成28年(基準日：6月1日)、令和3年(基準日：6月1日)は、活動調査
注) 平成24年の総事業所数には、別途「農業、林業、漁業間格付不能」が1事業所含まれる。

第3章 ごみ処理の現況及び課題

第1節 ごみ処理体系

各家庭からごみステーションへ排出されたごみは広域事務組合が収集し、十和田ごみ焼却施設及び十和田粗大ごみ処理施設に搬入しています。搬入されたごみは焼却や破碎等の中間処理を行い、資源化できるものは資源化し、できないものは最終処分(埋立)しています。

第2節 分別区分

ごみの分別区分は、表3-1に示すとおりです。

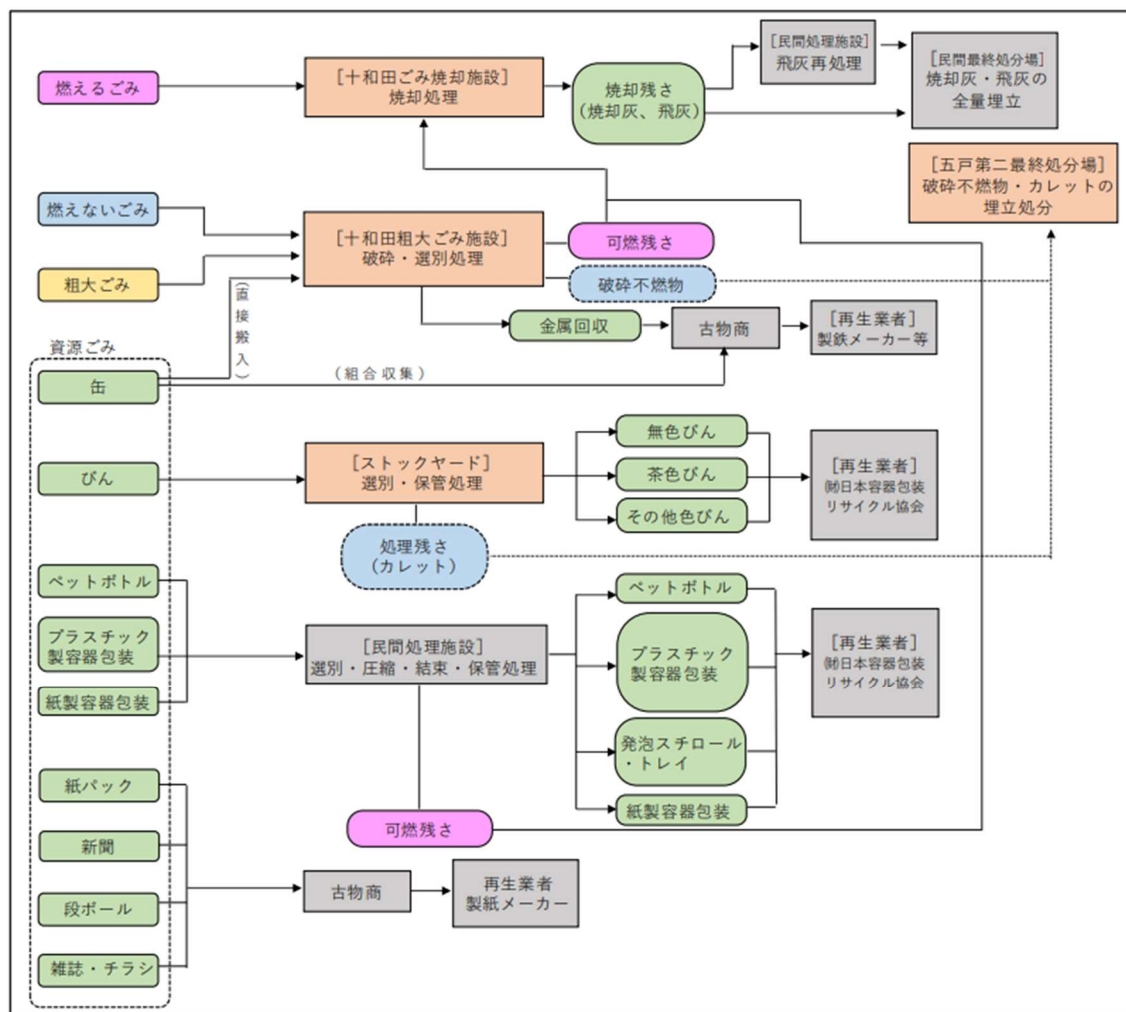
表3-1 ごみの分別区分

分別区分		主な内容	
燃えるごみ		生ごみ・貝殻、天ぷら油、プラマーク以外のプラスチック製品(玩具・バケツ・ハンガー・植木鉢等)、水洗いしても汚れの落ちないプラスチック類(食用油、マヨネーズ、歯磨きチューブ、化粧品、レトルトパック)、靴・革・ゴム製品、使い捨てカイロ、保冷剤・乾燥剤、使い捨てライター、板・枝類、ビニールホース	
燃えないごみ		金物・ガラス類、陶器類、刃物、小型家電製品、電球・蛍光灯、乾電池・ボタン電池、傘、水洗いしても汚れの落ちない瓶・ガラス容器	
粗大ごみ		タンス、ストーブ、マットレス、ベッド、机、食器棚、耐火金庫、自転車、漬物石(店頭販売)、土砂、砂利、ブロック・レンガ(園芸用)、ホームタンク、物干し台、ボウリングの球、油圧ジャッキ、けん引ロープ	
資源ごみ	缶	スチール缶、アルミ缶、王冠、お菓子の缶、スプレー缶	
	びん	飲食用のびん、ワンカップ	
	紙	紙製容器包装	紙マークのついているもの
		紙パック	紙パック
		段ボール	段ボール
		新聞	新聞
		雑誌・チラシ	雑誌・チラシ、本、コピー用紙
プラスチック	プラスチック製容器包装	プラマークのついているもの	
	ペットボトル	ペットボトル	

第3節 処理フロー

排出されたごみは、図3-1に示すように処理・処分を行っています。燃えるごみ(以下「可燃ごみ」という。)は、焼却施設で焼却処理し、焼却後の焼却灰は、民間最終処分場に埋立しています。飛灰は民間処理施設で再処理した後、民間最終処分場に埋立しています。燃えないごみ(以下「不燃ごみ」という。)、粗大ごみ及び直接搬入の缶は、破碎・選別処理し、金属を回収して資源化しています。資源化されない可燃残さは焼却施設で焼却処理し、破碎不燃物は広域事務組合の最終処分場に埋立しています。資源ごみはそれぞれ選別等を行い、資源化を図っています。びんはストックヤードにて無色、茶色、その他の3種に選別し再生業者へ引き渡しています。ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装は民間処理施設にて選別・圧縮・結束等の処理を行い、再生業者へ引き渡しています。収集された缶、紙パック、新聞、段ボール、雑誌・チラシは、直接古物商へ引き渡しています。[図3-1]

図3-1 ごみ処理フロー



第4節 ごみの総排出量・1人1日当たりのごみ排出量

おいらせ町の過去5年間(令和2年度～令和6年度)のごみ排出量の実績は、表3-2、図3-2に示すとおりです。総排出量は、増加傾向を示しています。人口はほぼ横ばいとなっており、1人1日当たりの排出量でみると、増加傾向を示しています。

また、家庭系ごみと事業系ごみの割合は、ほぼ7:3となっています。

※令和2年度値:(8,525t/年/25,282人/365日=924g/人・日)

表3-2 ごみの総排出量・1人1日当たりのごみ排出量

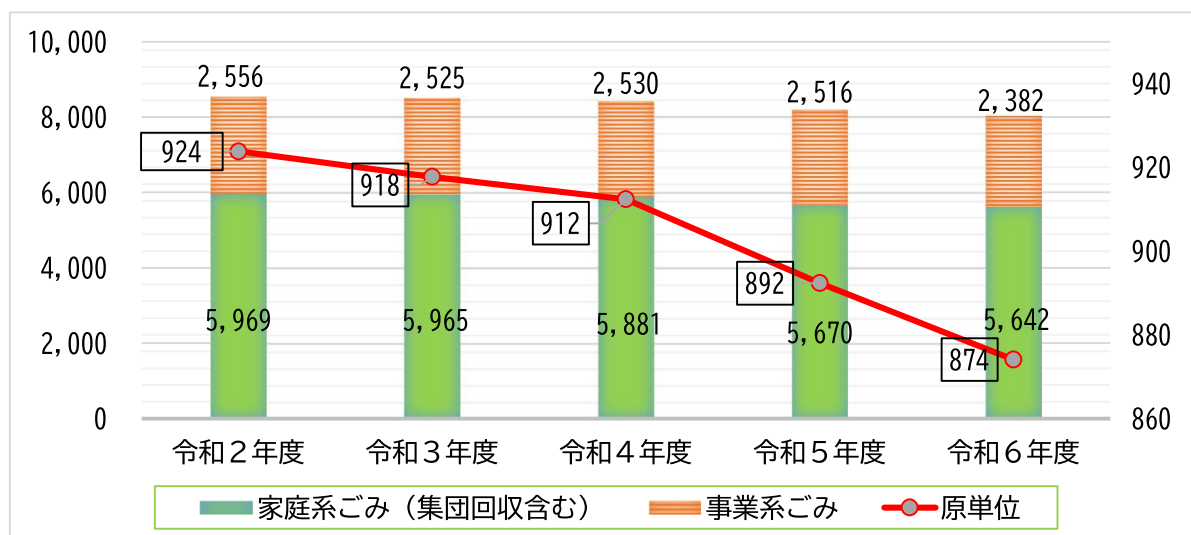
		年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
人口		人	25,282	25,345	25,256	25,133	25,150
廃 び	可燃ごみ	t/年	4,844	4,880	4,849	4,710	4,683
	不燃ごみ	t/年	172	160	163	142	142
	粗大ごみ	t/年	171	163	174	161	187
	資源ごみ	t/年	485	489	489	473	434
	集団回収	t/年	297	273	206	184	196
	計	t/年	5,969	5,965	5,881	5,670	5,642
業 び	可燃ごみ	t/年	2,482	2,453	2,450	2,429	2,301
	不燃ごみ	t/年	17	17	20	19	18
	粗大ごみ	t/年	24	27	33	40	36
	資源ごみ	t/年	33	28	27	28	27
	計	t/年	2,556	2,525	2,530	2,516	2,382
合計		t/年	8,525	8,490	8,411	8,186	8,024
原単位		g/人・日	923.8	917.7	912.4	892.3	874.1

資料：一般廃棄物処理実態調査

図3-2 ごみの総排出量・1人1日当たりのごみ排出量

(t/年)

(g/人・日)



資料：一般廃棄物処理実態調査

第5節 ごみの減量化・再生利用の状況

第1項 生ごみの排出抑制

おいらせ町では、ごみの減量を図るため家庭用生ごみ処理機の購入に対する補助を行っています。補助の概要は、交付金額は購入金額の3分の2、上限2万円まで、助成数は、電動式家庭用生ごみ処理機は1基/世帯、生ごみ処理容器は3基/世帯を上限としています。

第2項 資源ごみの分別回収

資源ごみとして、表3-3に示す品目の分別を行っています。表3-3に示すとおりであり、回収量は減少傾向にあり、令和6年度で460t/年となっています。

表3-3 資源ごみ分別回収量 (単位：t/年)

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
缶	43	43	44	44	39
びん	205	194	192	188	172
段ボール	55	59	59	54	50
雑誌・チラシ	58	55	53	48	38
新聞・紙パック	31	33	33	30	29
紙製容器包装	20	21	21	22	20
ペットボトル	36	39	40	42	41
プラスチック製容器包装	71	73	74	72	71
計	519	517	516	500	460

資料：一般廃棄物処理実態調査

第3項 集団回収

おいらせ町では、町内会や子ども会等の地域団体で行う資源回収に対して報奨金を交付するなど支援を行っています。回収量は、表3-4に示すとおりであり、資源ごみ同様、減少しており、令和2年度で196t/年となっています。

表3-4 集団回収量 (単位：t/年)

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
缶	57	57	42	41	36
びん	1	0	0	0	0
段ボール	0	0	0	0	0
雑誌・チラシ	210	186	140	122	137
新聞・紙パック	0	0	0	0	0
紙製容器包装	0	0	0	0	0
ペットボトル	29	30	24	21	23
プラスチック製容器包装	0	0	0	0	0
計	297	273	206	184	196

資料：一般廃棄物処理実態調査

第4項 直接資源化量

おいらせ町で発生する、ごみの紙類・缶類等及び、直接古物商へ引き渡している量は、表3-5に示すとおりです。

表3-5 直接資源化量 (単位：t/年)

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
直接資源化量	176	182	180	166	149

資料：一般廃棄物処理実態調査

第5項 焼却灰等の資源化

おいらせ町で発生する、ごみの可燃ごみ等を焼却施設で処理し、処理後の焼却灰等の資源化(セメント原料化)を行っている量は表3-6に示すとおりです。

表3-6 焼却灰等の資源化 (単位：t/年)

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
焼却灰・飛灰の セメント原料化	714	978	647	318	202

資料：一般廃棄物処理実態調査

第6項 粗大ごみ処理施設での資源回収

おいらせ町で発生する、粗大ごみ処理施設で破碎・選別し、鉄・アルミの資源化を行っている量は表3-7に示すとおりです。

表3-7 粗大ごみ処理施設からの資源物 (単位：t/年)

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
粗大ごみ処理施設からの 資源化	111	103	108	96	94

資料：一般廃棄物処理実態調査

第7項 資源化施設(民間委託施設等)での資源回収

おいらせ町で発生する、資源化施設での資源化量は、表3-8に示すとおりです。

表3-8 資源化施設の資源化 (単位：t/年)

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
資源化施設からの資源化	319	327	329	328	303

資料：一般廃棄物処理実態調査

第6節 資源化量及びリサイクル率

資源化量及びリサイクル率は、表3-9、図3-9に示すとおりです。

総資源化量は、減少傾向を示していますが、内訳をみると、「分別排出による資源化」は、減少傾向を示していましたが、令和2年度に増加しています。「集団回収」は、減少傾向を示しています。「焼却残さの資源化」は、増加傾向を示していましたが、令和2年度に減少しています。

この減少は一時的なものであり、令和3年度以降は、資源化の拡大に努めていきます。

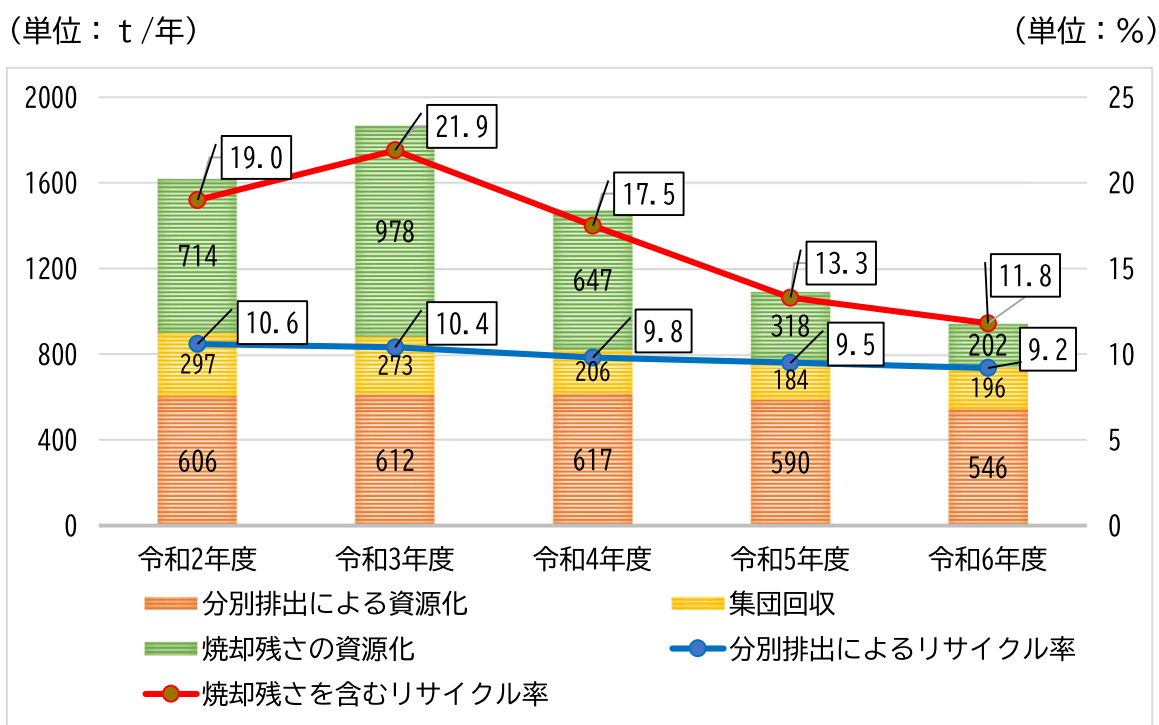
リサイクル率については、「分別排出によるリサイクル率(集団回収含む)」は、緩やかな減少傾向を示しています。「焼却残さを含むリサイクル率」も、減少傾向を示しており、令和6年度に大きく減少しています。

表3-9 資源化量及びリサイクル率 (単位:t/年)

年度		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
総排出量		8,525	8,490	8,411	8,186	8,024
資源化量	分別排出による資源化	606	612	617	590	546
	集団回収	297	273	206	184	196
	焼却残さの資源化	714	978	647	318	202
	計	1,617	1,863	1,470	1,092	944
分別排出によるリサイクル率		10.6	10.4	9.8	9.5	9.2
焼却残さを含むリサイクル率		19.0	21.9	17.5	13.3	11.8

資料：一般廃棄物処理実態調査

図3-9 資源化量及びリサイクル率の推移



〔計算式〕

分別排出によるリサイクル率(集団回収含む) = (分別排出による資源化 + 集団回収) ÷ 総排出量
 焼却残さを含むリサイクル率 = 資源化量の計 ÷ 総排出量

第7節 収集・運搬の状況

(1)収集区域

収集区域はおいらせ町全域であり、収集人口は25,150人(令和6年10月1日現在)です。

(2)収集方法

ごみの収集方法等は、家庭系ごみは表3-10、事業系ごみは表3-11に示すとおりです。

表3-10 家庭系ごみの収集方法等

種 別		収集回数	収集方法	排出方法	
燃えるごみ		週2回	ステーション方式	指定ごみ袋	
燃えないごみ		月1回	ステーション方式	指定ごみ袋	
粗大ごみ		市町村別の月の収集回数	有料予約制による戸別収集	粗大ごみ処理券貼付	
資源 び	缶類	月1回	ステーション方式	指定ごみ袋	
	びん類	月1回	ステーション方式	指定ごみ袋	
	紙類	新聞	月1回	ステーション方式	ひもで十文字に縛る
		段ボール	月1回	ステーション方式	ひもで十文字に縛る
		雑誌・チラシ	月1回	ステーション方式	ひもで十文字に縛る
		紙パック	月1回	ステーション方式	ひもで十文字に縛る
		紙製容器包装	月1回	ステーション方式	指定ごみ袋
	プラス チック類	ペットボトル	月2回	ステーション方式	指定ごみ袋
プラスチック製容器包装		月2回	ステーション方式	指定ごみ袋	

表3-11 事業系ごみの収集方法等

種 別	収集回数	収集方法
分別は家庭系ごみに準じる	必要の都度	排出者が自ら運搬又は一般廃棄物収集運搬業許可業者が個別収集

(3)収集運搬量

収集運搬量は、表3-12に示すとおりです。

表3-12 収集運搬量

		年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
資源 び	可燃ごみ	t/年	4,723	4,781	4,720	4,570	4,537
	不燃ごみ	t/年	144	139	136	118	113
	粗大ごみ	t/年	11	11	12	12	13
	資源ごみ	t/年	476	479	481	463	425
	計	t/年	5,354	5,410	5,349	5,163	5,088

資料：一般廃棄物処理実態調査

第8節 中間処理の現状

おいらせ町を含め構成市町村から発生したごみのうち、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの一部は、広域事務組合の十和田ごみ焼却施設及び十和田粗大ごみ処理施設で中間処理を行っています。施設の概要は表3-13のとおりです。また、民間処理施設において、ペットボトル、プラスチック製容器包装、発泡スチロール・トレイ、紙製容器包装は選別・圧縮・結束処理されています。[表3-14]焼却処理後の焼却灰はセメント原料化を行ってきましたが、年々減少し、代わりに埋立量が増加しています。

表3-13 中間処理施設の概要

名 称	十和田ごみ焼却施設	十和田粗大ごみ処理施設
所 在 地	十和田市大字伝法寺字大窪60-3	
竣 工	昭和60年3月	平成9年3月
改造後竣工	平成14年6月	—
処 理 能 力	150 t / 日 (75 t / 24 h × 2 炉)	破碎機 40 t / 5h 粗大ごみ前処理破碎機 10 t / 5h
処 理 方 式	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ方式)	衝撃剪断併用回転式破碎機

資料：広域事務組合

表3-14 民間委託施設の概要

会 社 名	株式会社遠藤商店
所 在 地	十和田市大字相坂字白上475
処 理 種 別	ペットボトル、プラスチック製容器包装、発泡スチロール・トレイ、紙製容器包装

第9節 最終処分の現状

おいらせ町を含め構成市町村から発生した可燃ごみを焼却処理した後の焼却灰及び飛灰は、埋立処分を行っています。最終処分場の概要と最終処分量は、表3-15で示すとおりです。なお、焼却灰及び飛灰は民間の最終処分場(三戸町)に埋立し、破碎不燃残さは広域事務組合の五戸第2最終処分場に埋立しています。

表3-15 最終処分場の概要

名 称	十和田最終処分場	五戸第2最終処分場
所 在 地	十和田市大字切田字西大沼平 1-323 外	三戸郡五戸町大字倉石中市字前新田 28-87
竣 工	昭和59年5月	平成6年7月
埋立面積	33,700m ²	13,500m ²
埋立容量	368,000m ³	61,680m ³
埋立方式	サンドイッチ方式とセル方式の併用	サンドイッチ方式

資料：広域事務組合

※ 十和田最終処分場は、広域事務組合において廃止に向けた手続を進めていきます。

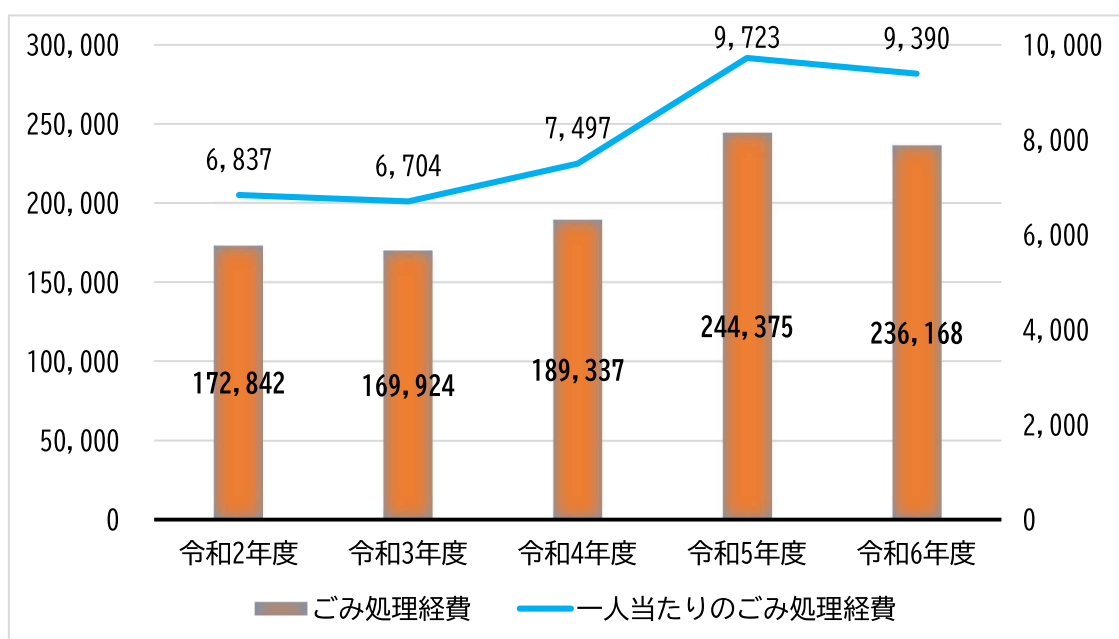
第10節 ごみ処理経費の現状

ごみ処理経費は、図3-16に示すとおりです。ごみ処理経費、1人当たりのごみ処理経費ともに増加傾向を示していましたが、令和6年度に微減少しており、236百万円、1人当たり約9,390円となっています。

図3-16 ごみ処理経費

(単位：千円)

(単位：円/人)



資料：一般廃棄物処理実態調査

第4章 ごみ発生量の見込み(施策現状維持の場合)

第1節 将来人口の推計

将来人口は、「第3期おいらせ町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく、人口ビジョンの値を踏襲するものとします。表4-1のとおり人口は今後も減少していくと推計されます。

表4-1 将来人口の推計 (単位：人)

	実 績			将 来		
年度	令和 2	令和 4	令和 6	令和 7	令和 12	令和 17
人口	25,282	25,256	25,150	23,879	23,268	22,452

資料：実績 各年度9月末現在 町住民基本台帳／将来 社人研「地域別将来推計人口」

第2節 ごみ排出量の予測

ごみの排出量は、人口の減少に応じ減少していくと予測します。

ここでは、新たな施策を行わず、現状の施策を維持した場合のごみ排出量の予測を行います。表4-2のとおり、過去5年間(令和2年度から令和6年度)のごみの排出量の平均増減率を求め、現在の施策を維持した場合、その平均値ずつ増減していくと仮定し、将来のごみ排出量を推計します。ただし、粗大ごみについては7.41%増加となっているため、今後、予測値は増加率が半減していくという見込みで予測しています。

表4-2 ごみの分別区分ごとの平均増減額・予測値

種 別	平均増減率	予測値
可燃ごみ	1.11 %減/年	1.11 %減/年
不燃ごみ	0.89 %減/年	0.89 %減/年
粗大ごみ	7.41 %増/年	3.71 %増/年
資源ゴミ	0.49 減/年	0.49 減/年
集団回収	9.78 減/年	9.78 減/年

令和12年度の家庭系ごみの排出量は5,595t(原単位677g/人・日)、事業系ごみの排出量は2,105t(原単位248g/人・日)、総排出量は7,700t(原単位927g/人・日)と推計されます。

また、令和17年度の家庭系ごみの排出量は5,644t(原単位732g/人・日)、事業系ごみの排出量は1,875t(原単位229g/人・日)、総排出量は7,520t(原単位961g/人・日)と推計されます。[表4-3、表4-4]

表4-3 ごみ排出量の将来予測

			実績		平均増減率	中間年度	目標年度	
			年 度	令和2	令和6	5年間平均	令和12	令和17
肆	處 び	可燃ごみ	t/年	4,844	4,683	-0.20	4,636	4,589
		不燃ごみ	t/年	172	142	-1.55	131	122
		粗大ごみ	t/年	171	187	9.51	295	464
		資源ごみ	t/年	485	434	-0.82	416	400
		集団回収	t/年	297	196	-9.78	117	70
		計	t/年	5,969	5,642	-0.56	5,595	5,644
	業 び	可燃ごみ	t/年	2,482	2,301	-2.77	1,999	1,737
		不燃ごみ	t/年	17	18	5.76	24	32
		粗大ごみ	t/年	24	36	3.30	42	50
		資源ごみ	t/年	33	27	7.71	39	57
		計	t/年	2,556	2,382	-2.60	2,105	1,875
奇	可燃ごみ	t/年	7,326	6,984	-1.11	6,635	6,326	
	不燃ごみ	t/年	189	160	-0.89	155	153	
	粗大ごみ	t/年	195	223	7.41	337	514	
	資源ごみ	t/年	518	461	-0.49	456	456	
	集団回収	t/年	297	196	-9.78	117	70	
	計	t/年	8,525	8,024	-1.21	7,700	7,520	

資料：一般廃棄物処理実態調査、町民課分室資料

表4-4 ごみ排出量の将来予測（原単位）

		年 度	実 績		中間年度	目標年度	
			令和2	令和6	令和12	令和17	
人 口		人	25,282	25,150	23,268	22,452	
籬	廃 び	可燃ごみ	g/人・日	525	510	546	560
		不燃ごみ	g/人・日	19	20	35	57
		粗大ごみ	g/人・日	19	20	35	57
		資源ごみ	g/人・日	53	47	49	49
		集団回収	g/人・日	32	21	14	9
		計	g/人・日	648	618	677	732
	業 び	可燃ごみ	g/人・日	269	251	235	212
		不燃ごみ	g/人・日	2	2	3	4
		粗大ごみ	g/人・日	3	4	5	6
		資源ごみ	g/人・日	4	3	5	7
		計	g/人・日	278	260	248	229
	合 計	可燃ごみ	g/人・日	794	761	781	772
		不燃ごみ	g/人・日	21	22	38	61
		粗大ごみ	g/人・日	22	24	40	63
		資源ごみ	g/人・日	89	71	68	65
計		g/人・日	926	878	927	961	

資料：一般廃棄物処理実態調査、町民課分室資料

第3節 リサイクル率の予測

ごみの排出量の予測をもとに、リサイクル率を予測します。資源ごみ行政回収資源化量（資源ごみ排出量×99%（令和2年度～6年度 平均値））、集団回収量、不燃ごみと粗大ごみから回収した有用金属の量をすべて足した資源化量の計をごみ総排出量で割り、100をかけてリサイクル率を試算します。令和12年度のリサイクル率は8.4%、令和17年度のリサイクル率は7.8%と推計されます。

表4-5 リサイクル率の将来予測（単位：t、%）

年 度		令和2	令和6	令和12	令和17
ごみの総排出量 ①		8,525	8,024	7,700	7,520
量	分別排出による資源化	606	546	532	518
	集団回収	297	196	117	70
	焼却残さの資源化	714	202	0	0
	計 ②	1,617	944	649	588
リサイクル率		10.6	9.2	8.4	7.8

資料：一般廃棄物処理実態調査、町民課分室

※リサイクル率(%)=(資源化量②-焼却残さの資源化)÷ごみの総排出量×100

第5章 目標値の設定

第1節 可燃ごみ

(1)目標値の設定の考え方

広域事務組合では、老朽化が著しいごみ焼却施設の整備(更新)を検討しています。

施設整備に係る施設規模(焼却能力)の算定に当たっては、環境省からの通知「一般廃棄物焼却施設の整備に係る規模の算定基礎となる計画1人1日平均排出量について」(循環適発第 2409052 号)に基づき設定することとなるため、可燃ごみの目標値はこの通知に基づき設定します。

(2)目標値の設定

環境省からの通知において、計画1人1日当たりの可燃ごみの排出量は、「それぞれの市町村等における令和2年度の実績に対して16%減じた数値と580gとを比較して大きい方の数値を上限値として設定すること」とされています。

表5-1のとおり、当町の令和2年度の1人1日当たりの可燃ごみ排出量から16%減じた数値657gとなり、580gより大きいことから、可燃ごみの1人1日当たりの排出量の目標値は657gとします。

表5-1 可燃ごみの目標値

	令和2年度(実績)※1	令和17年度(目標値)
1人1日当たりの可燃ごみ排出量	782g/人・日	657g/人・日

※1 資料：一般廃棄物処理実態調査(処理施設別ごみ搬入量の状況の焼却施設における搬入量を計画収集で除した数値)

(3)現状維持の施策による予測値と目標値との差

第4章第2節で求めたごみ排出量予測値と目標値との差は表5-2のとおりです。目標を達成するためには115g減量が必要であり、新たな施策の実施や現状施策の見直しが必要となります。

表5-2 予測値と目標値との差

	令和17年度(予測値)	令和17年度(目標値)	目標値-予測値差
1人1日当たりの可燃ごみ排出量	772g/人・日	657g/人・日	▲115g/人・日

第2節 不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ

(1)目標値の設定の考え方

排出量が年々増加しているため、再利用を推進することでこれを抑制し、現状の排出量を令和17年度まで維持するよう目標値を設定します。

(2)目標値の設定

令和6年度の1人1日当たりの排出量(実績値)を維持することを目標とし、目標値と設定します。

表5-3 分別区分ごとのごみの目標値(1人1日当たりの可燃ごみ排出量)

分別区分	令和6年度(実績)	令和17年度(目標値)
不燃ごみ	22g/人・日	22g/人・日
粗大ごみ	24g/人・日	24g/人・日
資源ごみ	72g/人・日	72g/人・日

(3)現状維持の施策による予測値と目標値との差

第4章第2節で求めたごみ排出量予測値と目標値との差は表5-4のとおりです。

表5-4 予測値と目標値との差(1人1日当たりの可燃ごみ排出量)

分別区分	令和17年度(予測値)	令和17年度(目標値)	目標値-予測値差
不燃ごみ	60g/人・日	22g/人・日	▲38g/人・日
粗大ごみ	63g/人・日	24g/人・日	▲39g/人・日
資源ごみ	65g/人・日	72g/人・日	7g/人・日

第3節 リサイクル率

(1)目標値の設定の考え方

各種施策による、ごみ減量・再資源化を反映させた場合のリサイクル率を算出します。

(2)目標値の設定

令和6年度の1人1日当たりの排出量(実績値)を維持することを目標とし、目標値と設定します。

表5-5 リサイクル率の目標値

	令和6年度(実績)	令和17年度(目標値)
リサイクル率	9.2%	9.2%

(3)現状維持の施策による予測値と目標値との差

第4章第2節で求めたごみ排出量予測値と目標値との差は表5-6のとおりです。

表5-6 予測値と目標値との差(1人1日当たりの可燃ごみ排出量)

	令和17年度(予測値)	令和17年度(目標値)	目標値-予測値差
リサイクル率	7.8%	9.2%	1.4ポイント

第4節 ごみの排出量の見込みと目標(まとめ)

(1)ごみ排出量の見込み

目標年度(令和17年度)における各種取組を実施した場合のごみ排出量の見込みは、表5-7のとおりです。

表5-7 ごみ排出量の見込み

分別区分	令和17年度(見込み)
可燃ごみ	5,380 t
不燃ごみ	160 t
粗大ごみ	223 t
資源ごみ	657 t
合計	6,420 t

(2)目標値

令和17年度における分別区分ごとの目標値は表5-8のとおりです。(予測人口は22,452人です。)

表5-8 目標値(原単位)

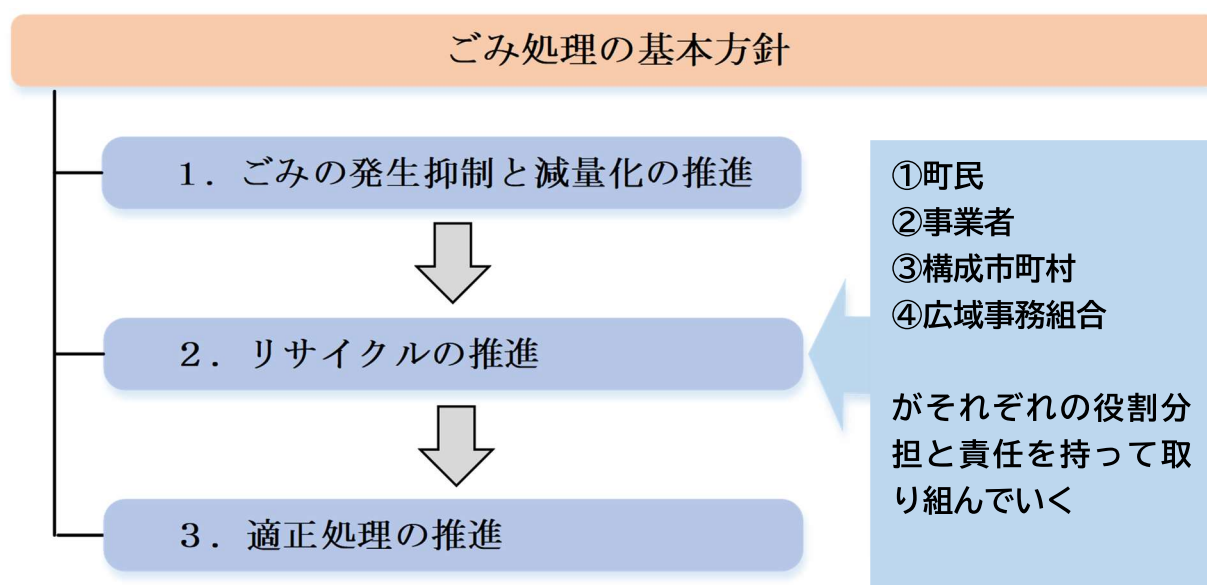
分別区分	令和17年度(目標値)
可燃ごみ	657 g/人・日
不燃ごみ	22 g/人・日
粗大ごみ	24 g/人・日
資源ごみ	72 g/人・日
合計	775 g/人・日

第6章 基本計画

第1節 基本方針

広域事務組合が策定した現在のごみ処理基本計画において、町民、事業者、行政が一体となった取組を推進した結果、ごみ総排出量は目標値を達成しています。さらに、おいらせ町ごみ減量行動計画(令和6年4月策定)において、ごみ総排出量(合計)は目標値を達成しています。今後、広域事務組合におけるごみ焼却施設の更新に際し、一層のごみ減量が必要となっていることから、以下の基本方針を掲げ、より実効性の高い施策を展開していく必要があります。[図6-1]

図6-1 ごみ処理の基本方針



第2節 目標達成に向けた施策

基本方針に基づく達成に向けた施策

基本方針	施策
ごみの発生抑制と減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみ減量の促進 ・ 資源物の分別の徹底 ・ 周知啓発
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみの資源化推進 ・ 資源物の分別の徹底 ・ 資源物回収の推進 ・ 周知啓発
適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄防止 ・ 周知啓発

第3節 町民・事業者・町の役割と取組

ごみ減量に向けて町民、事業者、行政(町及び組合)それぞれの役割を整理します。

第1項 町民の役割

町民はごみや環境への関心を持ち、ごみの減量や資源となるごみの分別、リサイクルに取り組めます。

基本方針	取組
ごみの発生抑制と減量化の推進	<ul style="list-style-type: none">・食材を「使いきり」、食べ残しをしない「食べきり」、ひとしぼりする「水きり」を推進し、生ごみの排出抑制に努める。・捨てるしかない生ごみを堆肥化する等、生ごみの排出抑制に努める。・消費期限・賞味期限の理解を深める。・マイバッグを持参し、レジ袋等の使用を抑制する。・ワンウェイ容器よりも詰め替え商品の使用に努める。・ものをすぐに捨てるのではなく、修理するなどして、長く使用するよう努める。
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none">・プラスチック製容器包装やペットボトルは資源化されるよう、適正排出に努める。・町内会等が行う資源の集団回収へ積極的に参加する。
適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none">・住人同士で協力し、ごみステーションを適正に維持管理する。

【重点施策】

- ・生ごみの3キリ運動を推進し、生ごみの削減を行う。
- ・「ごみの出し方」をよく理解し、分別ルールを厳守し、分別排出を徹底する。

第2項 事業者の役割

事業者は、環境への配慮を意識し、事業活動により発生するごみの減量、資源物の分別と資源化に取り組めます。また、町民にとってごみの減量やリサイクルにつながる取組を行います。

基本方針	取組
ごみの発生抑制と減量化の推進	<ul style="list-style-type: none">・ごみの自己処理に取り組む。なお、資源物に関しては、資源化可能な処理方法を選択するよう努める。・多量排出事業者は、ごみ処理計画及び関連施策に積極的に協力する。
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none">・個別リサイクル法を遵守するとともに、リサイクル製品の回収・資源化に努める。
適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none">・不法投棄されないよう、事業所・所有地周辺を適正に管理し、また自らもしない。

【重点施策】

- ・オフィス町内会への参加により、紙ごみ排出量の削減とリサイクルを推進する。

第3項 町の役割

町は、一般廃棄物の減量、適正な処理に関する計画を策定し、施策を通じた計画の推進や普及啓発に取り組みます。

基本方針	取組
ごみの発生抑制と減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、広報誌、スマホアプリ等でごみ減量化に関する情報提供を行い、減量化の必要性を理解してもらう。 ・町民・事業者に対して生ごみの自己処理・水切りについて減量化への有効性を理解してもらう。 *家庭用生ごみ処理機購入費補助金の活用 ・3010運動*を推奨する。 *3010運動とは、宴会時の最初の30分と最後の10分は自席で料理を楽しむ運動である。 ・ごみ減量等に関する勉強会や説明会を開催する。 ・リユースを推進するために、フリーマーケット等のイベントの開催を検討する。 ・家具等のリユースに向け、譲ります・もらいます等の掲示板設置を検討する。 ・町のごみの発生抑制と減量化を推進するため、町ごみ処理基本計画を基に事業を行う。 ・製品プラスチックの資源化に向け、分別収集の開始に関する町民への広報活動を行う。
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、広報誌、イベント等で住民・事業者に対してリサイクルに関する情報提供を行う。 ・集団回収や拠点回収など、資源ごみの回収品目別に、効率的なリサイクルルートの確立を検討する。 ・町のごみの発生抑制と減量化を推進するため、町ごみ処理基本計画に基づき事業を行う。
適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・町民に対してごみの適正排出・適正処理に対する環境教育、広報啓発等を行う。 ・適正処理に向け、ごみステーションで分別指導を行っていく。 ・事業ごみの適正排出、資源化を含めた適正処理に向けた広報啓発に努める。 ・医療関係者に対して在宅医療廃棄物に対する関係者の役割と協働について意思疎通を図る。 ・家庭ごみ処理の有料化を検討する。ごみや資源に対する意識の向上を図るためにも、ごみの排出量に応じた費用負担をする有料化の調査・研究を行う。

【重点施策】

- ・町のごみ処理基本計画に基づき、本計画で定める目標の達成に努める。
- ・ごみの発生抑制やリサイクル等の広報啓発の充実に努める。
- ・「ごみの出し方」の意味を町民に理解してもらう。

※ 広域事務組合の役割は、構成市町村と協力して、ごみの減量とリサイクルの推進及び適正な施設管理とごみ収集・処理に取り組みます。

第4節 将来のごみ分別区分

将来の家庭系ごみの分別区分は、表6-1に示すように基本的に現状どおりとします。

資源ごみの分別区分も、分別徹底による回収量の拡大を目指すものとし、当面は区分変更を行わないものとします。ただし、必要に応じて分別区分を適宜見直していきます。

表6-1 ごみの分別区分

分別区分		主な内容	
燃えるごみ		生ごみ・貝殻、天ぷら油、プラマーク以外のプラスチック製品（玩具・バケツ・ハンガー・植木鉢等）、水洗いしても汚れの落ちないプラスチック類（食用油、マヨネーズ、歯磨きチューブ、化粧品、レトルトパック）、靴・革・ゴム製品、使い捨てカイロ、保冷剤・乾燥剤、使い捨てライター、板・枝類、ビニールホース	
燃えないごみ		金物・ガラス類、陶器類、刃物、小型家電製品、電球・蛍光灯、乾電池・ボタン電池、傘、水洗いしても汚れの落ちない瓶・ガラス容器	
粗大ごみ		タンス、ストーブ、マットレス、ベッド、机、食器棚、耐火金庫、自転車、漬物石（店頭販売）、土砂、砂利、ブロック・レンガ（園芸用）、ホームタンク、物干し台、ボウリングの球、油圧ジャッキ、けん引ロープ	
資源ごみ	缶	スチール缶、アルミ缶、王冠、お菓子の缶、スプレー缶	
	びん	飲食用のびん、ワンカップ	
	紙	紙製容器包装	紙マークのついているもの
		紙パック	紙パック
		段ボール	段ボール
		新聞	新聞
	プラスチック	プラスチック製容器包装・製品プラスチック	プラマークのついているもの、発泡スチロール、プラマーク以外のプラスチック製品（玩具・バケツ・ハンガー・植木鉢など）
		ペットボトル	ペットボトル

第5節 ごみの適正処理

(1)ごみの減量計画

令和6年4月に策定したおいらせ町ごみ減量行動計画を基に、ごみの減量に取り組んでいます。計画期間は令和8年度までとなっていますが、本計画の策定に合わせ改訂を検討します。

(2)収集・運搬計画

①収集・運搬体制

収集・運搬は、現行の収集・運搬体制を継続して実施します。ただし、製品プラスチックについては、分別収集の開始時に検討するものとします。[表6-2]

②実施主体

収集・運搬は引き続き広域事務組合が主体となって行います。

表6-2 家庭ごみの収集運搬体制

種 別		収集回数	収集方法	排出方法	
燃えるごみ		週2回	ステーション方式	指定ごみ袋	
燃えないごみ		月1回	ステーション方式	指定ごみ袋	
粗大ごみ		市町村別の月の収集回数	有料予約制による戸別収集	粗大ごみ処理券貼付	
資源 び	缶類	月1回	ステーション方式	指定ごみ袋	
	びん類	月1回	ステーション方式	指定ごみ袋	
	紙類	新聞	月1回	ステーション方式	ひもで十文字に縛る
		段ボール	月1回	ステーション方式	ひもで十文字に縛る
		雑誌・チラシ	月1回	ステーション方式	ひもで十文字に縛る
		紙パック	月1回	ステーション方式	ひもで十文字に縛る
		紙製容器包装	月1回	ステーション方式	指定ごみ袋
	プラス チック類	ペットボトル	月2回	ステーション方式	指定ごみ袋
		プラスチック製 容器包装 製品プラスチック	月2回	ステーション方式	指定ごみ袋
※ 分別収集の開始に検討					

(3)中間処理計画

①中間処理に関する目標

適正な運転管理による安定的なごみ処理を行い、処理においては環境負荷の低減を図っていきます。また、施設周辺的生活環境や事業活動に支障がないよう、適切な維持管理を継続していきます。

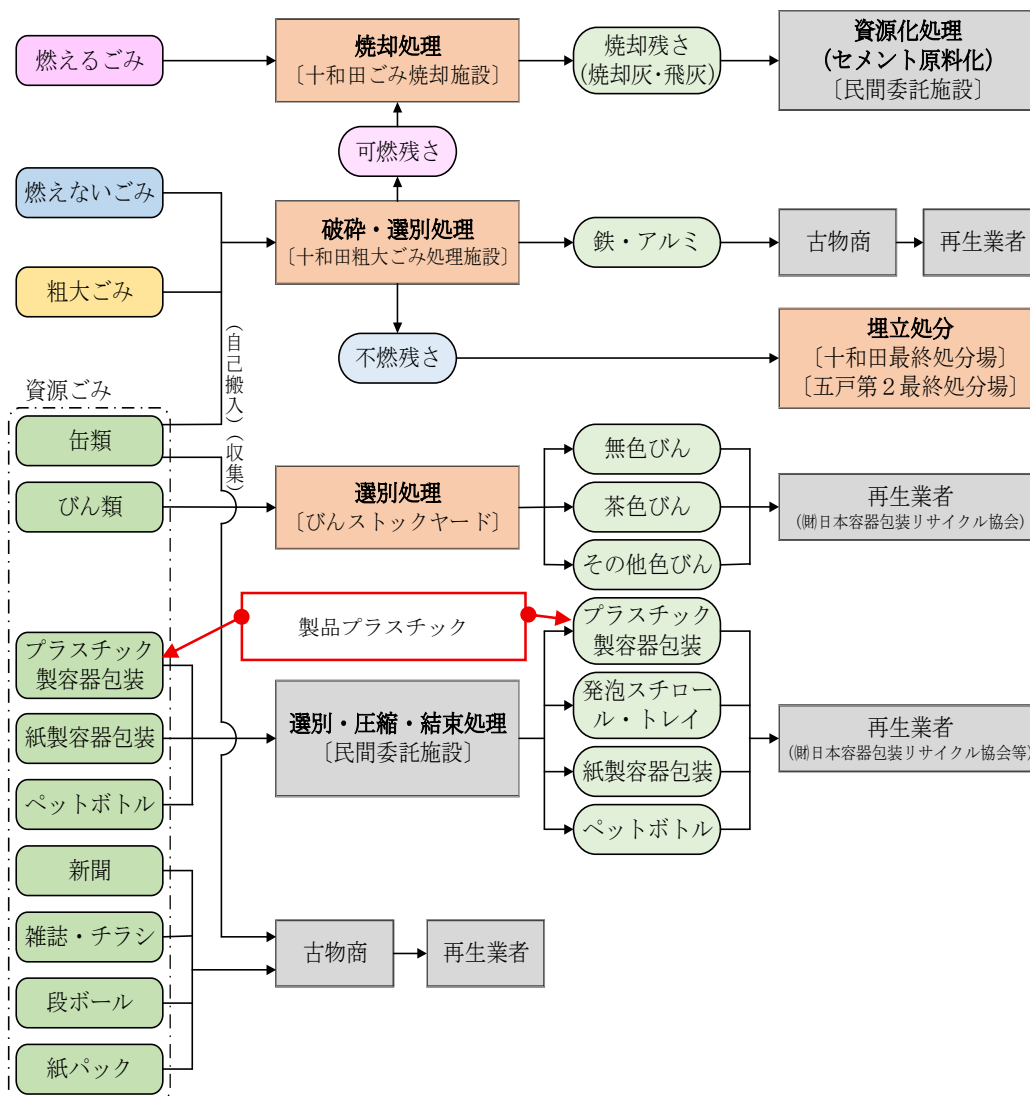
②中間処理方法

中間処理は、基本的に現状どおりとします。分別の種別が変更になった場合は、広域事務組合や構成市町村と協議して、都度見直しを行い、適正な処理に努めます。[図6-2]

③処理主体

処理は引き続き広域事務組合が主体となって行います。分別の種別が変更になった場合は、広域事務組合や構成市町村と協議して、都度見直しを行い、適正な処理に努めます。

図6-2 将来のごみ処理フロー



(4)最終処分計画

①最終処分に関する目標

中間処理施設等で適正な処理を行った後、最終的に残ったもの(残さ)の無害化・安定化を図り、適正な処分に努めます。

②最終処分方法

最終処分対象物は、十和田粗大ごみ処理施設(粗大ごみ処理施設)からの破碎不燃物、処理残さを対象とします。

また、焼却施設からの焼却残さ(焼却灰・飛灰)は最終処分場の延命化を図るためにセメント原料化を行ってきましたが、令和7年度以降からすべて埋立処分しています。焼却灰はその全量を民間の最終処分場へ埋立処分し、薬剤による再処理が必要な飛灰はその技術や施設を有する民間企業に再処理と埋立を委託します。

③処分主体

処分は引き続き広域事務組合が主体となって行います。

第6節 その他

災害廃棄物処理

地震や水害等の災害対策として、「おいらせ町災害廃棄物処理計画」を策定しており、災害発生時には、当該計画に基づき行動することとします。

おいらせ町一般廃棄物処理基本計画

発行年月 令和8年3月

発行 行 おいらせ町 町民課分室

〒039-2289 青森県上北郡おいらせ町上明堂 60-6
電話:0178-56-4214(直通) FAX:0178-56-4236
URL:<http://www.town.oirase.aomori.jp/>